

第1390号

AFN-1390

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2021年 11/8 (月)

『12月15日にみなし解散登記 注意勧告—法務省、通知書発送』

法務省は14日、12年以上登記がされていない株式会社、5年以上登記がされていない一般社団法人または一般財団法人について、2カ月後の12月14日までにまだ事業を廃止していない旨の届出を管轄登記所にする必要があるとの通知書を発送した。期日までに必要な登記(役員変更等)の申請、または「まだ事業を廃止していない」旨の届出をしない限り、翌日の12月15日付で解散したものとみなされ、職権で解散登記がされる。会社法の規定により株式会社の取締役の任期は原則として2年、最長でも10年とされている。取締役の交替や重任の場合にはその旨の登記が必要。株式会社については、取締役の任期ごと(少なくとも10年に一度)に取締役変更の登記がされるはず。一般社団法人・一般財団法人に関する法律の規定により、理事の任期は2年とされ、同様に少なくとも2年に一度、理事変更の登記がされるはず。取締役または理事の変更に限らず、株式会社、一般社団法人・一般財団法人は、その登記事項に変更があった場合には所定の期間に変更の登記が必要。みなし解散の登記後3年以内に限り、解散したものとみなされた株式会社は、株主総会の特別決議によって株式会社を継続できる。一般社団法人・一般財団法人の扱いも同様だ。



法務省

『大卒3年以内離職率31.2% 離職率の減少傾向続く』

新規学卒就職者は3年以内に3割が退職すると一般的に言われている。平成16年度には大卒者の36.6%が3年以内に退職していたが、その後、離職率は緩やかに減少傾向となっている。

厚生労働省は新規学卒就職者の就職後3年以内離職状況について公表した。令和2年度における新規学卒者の離職率は、学歴別、卒業年別ともに例年に比べて低下しており、離職率の減少傾向が続いていることが明らかとなった。

資料によると、新規学卒就職者の離職率は高卒が36.9%(対前年比2.6%減)、短大などが41.4%(同1.6%減)、大卒が31.2%(同1.6%減)となっている。これを企業の規模別に見ると、従業員数5人未満の企業では大卒の離職率は56.3%、同5~29人で49.4%となっており、従業員数30人未満の企業では、コストをかけてせつかく大卒の新規学卒者を採用しても3年以内に約半数が辞めていることになる。一方、1000人以上規模の企業では離職率は24.7%となっており、企業規模により離職率が大きく乖離していることも明らかとなっている。3年以内離職率は企業規模が大きくなればなるほど減少している。中小、零細企業にとつては厳しい結果と言えるだろう。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com